

9-12 船員労務監査状況(令和6年度)

管轄局 区分		本局	京都	和歌山	勝浦	計	汽船		漁船		その他 船舶
実働 状況	船員労務官数	14	2	2	2	20	A	B	A	B	
	監査延日数	296	86	99	49	530					
船舶 監査	監査船舶数	295	58	91	35	479	76	377	7	19	0
	監査船員数	1,848	423	567	189	3,027	1,023	1,759	110	135	0
	違反件数	8	1	2	1	12	0	12	0	0	0
	勧告件数	2	0	0	10	12	0	2	0	10	0
事業場 監査	監査事業場数	23	1	1	1	26	3	21	0	0	2
	監査船員数	736	5	6	2	749	346	386	0	0	0
	違反件数	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	勧告件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	監査船舶事業者数	318	59	92	36	505	692	1,325	2,558	5,080	2
	監査船員数	2,584	428	573	191	3,776	4,968	9,508	18,443	36,695	0
	違反件数	10	1	2	1	14	18	35	68	135	0
	勧告件数	2	0	0	10	12	22	44	88	166	0
申告受理件数		0	0	0	0	0					

- 注)1. 汽船Aとは、総トン数700トン以上、汽船Bとは、総トン数700トン未満の船舶。(作業船・警戒船・曳舟等除く)
 2. 漁船Aとは、船員法施行規則第51条に掲げる漁船(第2種又は第3種の従業制限を有する漁船及び第1種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます・はえ縄漁業又は機船底引き網漁業に従事するもの)、漁船Bとは、それ以外の漁船。
 3. その他の船舶とは、汽船、漁船以外の船舶。